

かってない不況、先の見えない不況に苦しむ国民、中小業者の暮らし・ 営業を守る税制、税務行政を求める申入れ書

本日私たちは全国600カ所、約20万人が参加して行われた41回目の全国重税反対統一行動の一環として南加賀地域の集会を行い、その総意として貴税務署への要望を行うものです。

米国の金融破綻を端緒にした世界同時不況は、内需をおろそかにした外需偏向型経済の日本に、他の先進国にない打撃を与えています。

北陸経済、石川県経済は「全国で最も悪い状態」(北陸財務局)と言われ、なかでもこの南加賀地域での影響には深刻なものがあります。

働く人たちの雇用破壊、暮らし破壊、中小業者の経営破壊がすすみ、地域の活性化が危ぶまれています。

「国の経済、政治を内需型に切り替えていくことが必要」ということは国民多数の認識となっています。この間の景気回復の恩恵を享受してきた大企業にもその方向に貢献をさせていく必要があります。

国の税財政、その執行は、そうした立場で行われるべきです。それが憲法が要請しているところです。

私たちは昨年も、大企業と中小企業、大資産家・富裕層と低所得層との格差の拡大、社会保障の劣悪化を歯止めするためにと、大企業が溜めこんだ利益を勤労者、中小業者に賃金・工賃等や税金で再配分せよ、大企業に適正に課税するなど不公正な税制を正し、国民が健康で文化的な暮らしを営むための財政に組みなおすこと、消費税の増税などは論外だと要請しました。

南加賀地域で税務行政の最先端に位置し、この地域の情勢をつかみえる立場にある小松税務署が、そうした立場で税制の国民的な立場での変革の必要性について認識し、納税者の権利を尊重した税務行政の運営・実施を行うことが求められています。

私たちは以上の趣旨に立って、あらためて内需型経済構築にふさわしい税制、納税者の経営・暮らしの再生の視点で税務行政をおこなうために、次のことを申し入れるものです。

【申入れ項目】

一、消費税の増税は、景気が回復したと判断しても、3年後であっても行わないこと。生活費には税金をかけないこと。所得税法第56条を廃止し、中小業者と家族従業員の働き分(自家労賃)を経費と認めること。国の緊急対策に、今日の不況に対応して税の特別な減税措置、分納や延納について延滞税を課さないなどの措置をとること。

一、深刻な南加賀地域の納税者の経営、暮らしの実情をふまえた税務行政をおこなうこと。すくなくとも税務運営方針を全職員に徹底し、納税者主権を侵害しない税務調査、経営・暮らしをますます困難にするような徴収等を行わないこと。

2009年 3月13日

小松税務署 署長 殿

3・13重税反対全国統一行動 加南集会
代表 宮田保廣